

えびの市通学路安全対策プログラム

～子どもたちが安心して通学できるまちへ～



えびの市教育委員会

えびの市通学路安全対策会議

1. えびの市では、安全・安心な通学路を構築していくため、平成26年度に「えびの市通学路安全対策プログラム」を作成しました。

近年、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いで発生しました。そこで平成24年に、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し「通学路における緊急合同点検実施要領」が作成され、当市においても、これを受け、宮崎県小林土木事務所、市建設課、市農林整備課の各道路管理者と、えびの警察署、当時の市民協働課（現在は基地・防災対策課が担当）、市教育委員会および小中学校により「通学路における緊急合同点検」を実施しました。

また、平成26年度に計画的に継続的な対策を講じるため、「えびの市通学路安全対策プログラム」を作成しました。

市では、今後も道路管理者、警察、学校関係者、市及び教育委員会が一体となって通学路の安全を確保していくため、定期的に通学路における合同点検を実施し、所要の策を講じてまいります。

プログラムの概要

- 1 関係機関が連携し通学路の安全確保に努めます。
- 2 通学路における合同点検を今後も継続的に実施します。
- 3 継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検実施後は対策を実施し、その後対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、通学路の安全性の向上を図っていきます。

2. えびの市では、通学児童・生徒の安全・安心を確保するため、関係機関が連携し、一体となって通学路の安全確保に努めます。

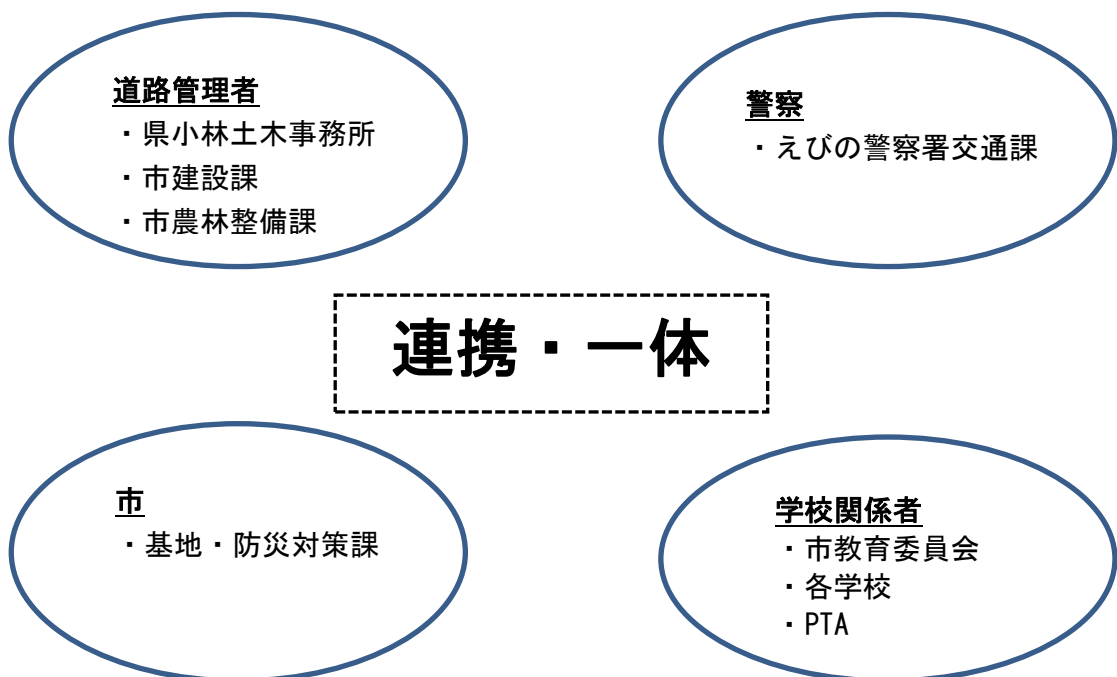
平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する事故が相次ぎました。

えびの市においても、平成24年11月に加久藤橋で下校中の児童が巻き込まれる重大事故が発生するなど、登下校中の交通事故は発生しております。

通学児童等が、交通事故の被害にあわないためには、道路環境の整備をはじめとし、ハード・ソフト事業を一体的に推進していく必要があります。

そこで、道路管理者、警察、学校関係者、市及び教育委員会が連携し、一体となって通学路の安全対策に取り組めます。

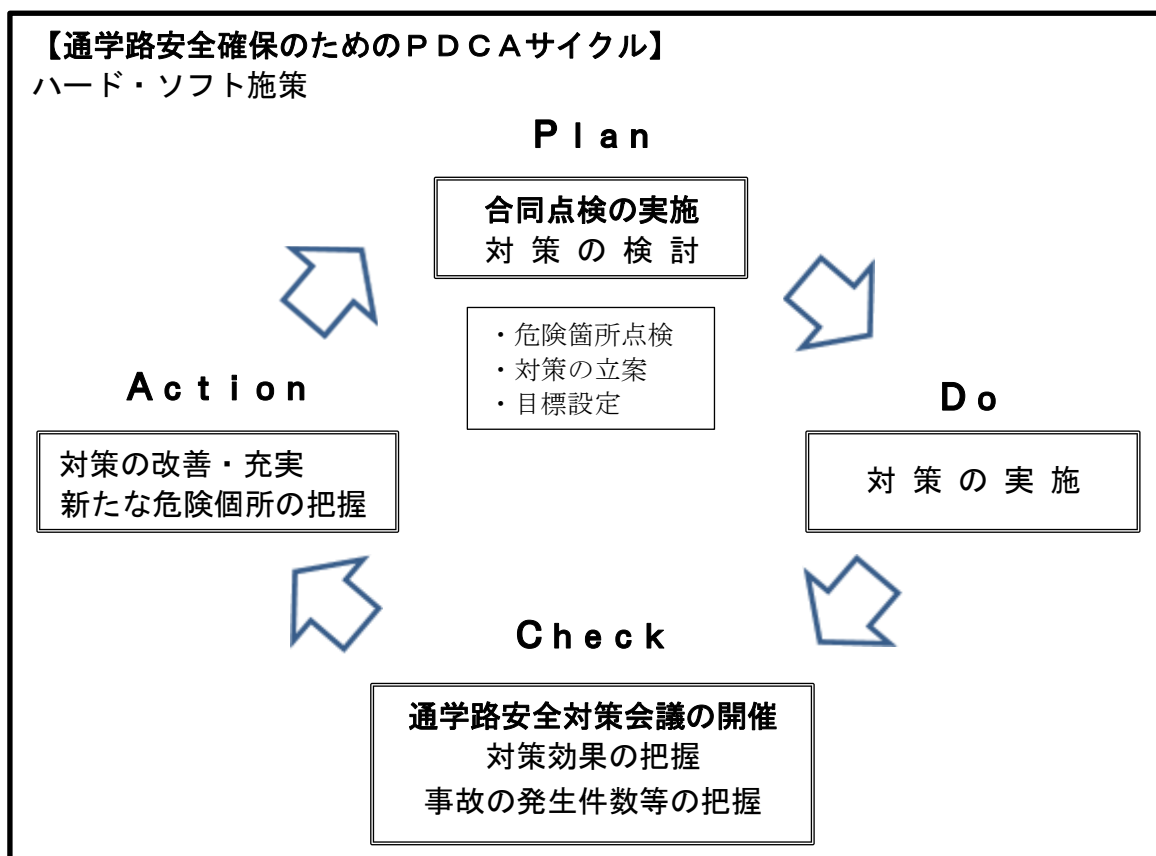
■各機関の連携



今後も、通学路合同点検や通学路安全対策会議等を関係機関が連携・一体となって実施し、通学路の安全対策に取り組めます。

3. 対策実施後も、効果検証を行い、今後の通学路の安全対策に生かしていきます。

実施した対策について、対策前と比較して安全性が向上したか聞き取り調査などを行い、効果の検証をします。その結果からより効果的な対策を今後の通学路の安全対策に生かし、より安全で安心な通学路を構築していきます。



【通学路合同点検】



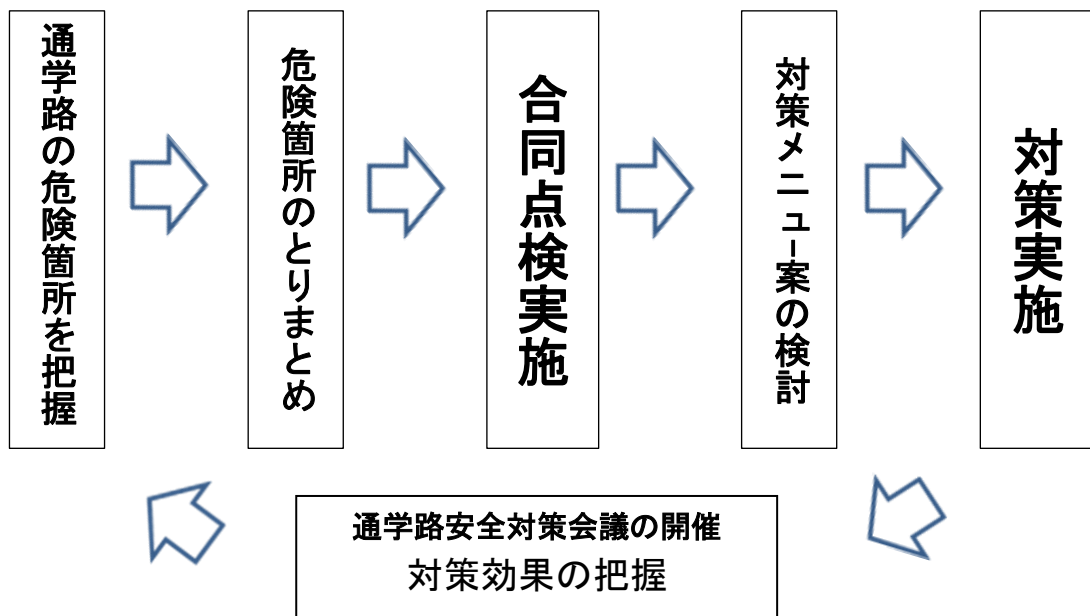
【通学路安全対策会議】

4. 通学状況などの変化に対応していくため、継続的に合同点検を実施します。

通学路の点検については、通学路が変わったり、交通状況も変化したりすることから、今後も継続的に合同点検を実施し、危険箇所については対策案を検討のうえ対策を講じていきます。

また、緊急的な対策を実施した箇所も継続的に効果を維持できるように、維持、更新に努めていきます。

■継続的に行う通学路点検と対策実施の流れ



5. 危険箇所の恒久的な対策も推進します。

比較的早期に対応可能なソフト施策のほか、恒久的な対策（ハード事業）として、歩道設置や信号機、ガードレール、防護柵等の設置など、ある程度の期間を要する対策についても、地域及び関係機関の協力を得ながら通学路の整備を推進していきます。また、合わせてグリーンベルトやゾーン30設定などの安全策も講じていきます。

【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

○平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

○学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和三十九年四月一日政令第百三十三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間

二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

○学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省著作権所有，平成 13 年発行，平成 22 年改訂）の別表 3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い など

○交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

